

那覇市生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の指定医療機関、指定助産機関、指定施術機関及び指定介護機関の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の指定医療機関、指定助産機関、指定施術機関及び指定介護機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)の指定医療機関、指定助産機関、指定施術機関及び指定介護機関(以下「指定医療機関等」という。)の指定等に係る事務に関し、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第49条、第54条の2第1項、第55条第1項及び支援法第14条第4項の指定の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 医療機関 指定医療機関指定申請書(第1号様式)
- (2) 介護機関 指定介護機関指定申請書(第2号様式)
- (3) 助産師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師 指定助産機関・施術機関指定申請書(第3号様式)

(指定の更新)

第3条 法第49条の3及び支援法第14条第4項の指定の更新は、指定医療機関指定更新申請書(第4号様式)によるものとする。

(指定及び指定更新に係る誓約書)

第4条 省令第10条第2項第6号、第10条第4項第2号、第10条の6第2項第6号及び第10条の8第1項第2号の誓約書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 省令第10条第2項第6号及び第10条第4項第2号の誓約書 誓約書(指定医療機関関係)(第5号様式)
- (2) 省令第10条の6第2項第6号の誓約書 誓約書(指定介護機関関係)(第6号様式)
- (3) 省令第10条の8第1項第2号の誓約書 誓約書(指定助産機関・指定施術機

関関係) (第7号様式)によるものとする。

(指定介護機関の指定に係る別段の申出)

第5条 法第54条の2第2項ただし書きの規定及び支援法第14条第4項による別段の申出は、指定介護機関の指定を不要とする申出書(第8号様式)によるものとする。

(変更等の届出)

第6条 法第50条の2(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)及び支援法第14条第4項の届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 省令第14条第1項の規定に掲げる事項の変更 指定医療機関等変更届出書(第9号様式)

(2) 事業の廃止、又は休止 指定医療機関等廃止・休止届書(第10号様式)

(3) 休止した事業の再開 指定医療機関等再開届書(第11号様式)

(処分の届出)

第7条 省令第14条第3項の処分を受けたときの届出は、指定医療機関等処分届書(第12号様式)によるものとする。

(辞退の届出)

第8条 法第51条第1項(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)及び支援法第14条第4項の届出は、指定医療機関等指定辞退届書(第13号様式)によるものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。